

## 平成28年度佐倉市介護予防教室業務委託事業者募集要項

### 1 事業の説明

#### (1) 事業名称

平成28年度佐倉市介護予防教室業務委託

#### (2) 事業概要

本事業の「介護予防教室」は、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める地域支援事業の介護予防普及啓発事業として、市内5か所の日常生活圏域内ごとに選定された受託事業者が各圏域内で介護予防プログラムを提供します。

提供する介護予防プログラムは、「介護予防マニュアル改訂版」（厚生労働省）に基づく介護予防プログラムを2項目以上組み合わせることとします。

<介護予防プログラム（「介護予防マニュアル改訂版」より）>

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 運動器の機能向上 | ② 栄養改善     |
| ③ 口腔機能向上   | ④ 認知機能低下予防 |

ア) 参加者は、市内在住の65歳以上の高齢者で要介護認定の有無は問わない。

イ) 参加費は無料とし、毎回10名以上が参加するものとする。

ウ) 1回あたりの所要時間は90分から120分、概ね週1回、合計4回開催すること。

エ) 会場は各圏域内で、高齢者が安全に参加できる屋内の施設とし、参加者の利便性を考慮し受注者が用意すること。

オ) 介護予防プログラムの提供に必要な資機材、機器、設備等は、受注者が用意すること。

#### (3) 事業内容及び仕様書

別添「平成28年度佐倉市介護予防教室業務委託仕様書」のとおり。

#### (4) 事業期間

契約日から平成29年3月31日までの間で介護予防教室が終了するまで

#### (5) 業務委託料

1圏域1教室（4回）151千円（消費税等を除く。）

※委託料には、介護予防教室の企画、実施等にかかる人件費、事務費、使用料など全ての経費を含むものとします。

### 2 応募条件・方法

#### (1) 応募資格

本事業の受託事業者に応募できる事業者は、応募日現在において以下の全ての要件を満たす法人とします。

ア) 高齢者を対象とした介護予防プログラム（介護予防教室等）の企画、提供等の実績を有していること。

イ) 本事業の介護予防教室の実施にあたり、高齢者の介護予防や健康管理に関する専門知識や経験を持つ保健師・看護師、理学療法士、歯科衛生士、栄養士等の有資格者を確保できること。

ウ) 応募法人及びその役員等が、過去5年以内に介護サービス等に関し不正または著しく

不当な行為をした者でないこと。

- エ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- オ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、佐倉市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- カ) 本市における一般競争入札への参加を制限されていない団体であること。
- キ) 納税義務を有する税金（法人市民税、法人県民税及び法人事業税）を滞納していないこと。
- ク) 暴力団員による不当な行為の防止に等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うなど暴力団との関係が認められる団体でないこと。

## (2) 応募方法

### ア) 応募書類

#### 配布期間

平成 28 年 12 月 5 日（月）から 12 月 20 日（火）

#### 配布方法

市ホームページ

応募書類 ※提出書類は、A4 版横書きとし、ページ番号を付すこと。

(様式 1) 応募申請書

(様式 2) 法人概要書

(様式 3) 事業計画書

#### 提出部数

正本 1 部

#### 添付書類

- ① 法人の概要（業務内容、従業員数等）の分かる資料（パンフレット等）
- ② 法人の平成 27 年度決算書、事業報告書
- ③ 介護予防教室を実施する会場の位置図、会場図

### イ) 提出期限

平成 28 年 12 月 22 日（木） 午後 5 時 15 分まで（必着）

### ウ) 提出方法

事前に電話確認の上、佐倉市役所高齢者福祉課に持参してください。郵送での提出の場合は書留郵便とし提案書在中と朱書きしてください。

※提出可能時間は、土・日・祝日を除く、市役所開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

## (3) 質問及び回答

### ア) 質問書の提出

質問は、「公募内容・公募条件に対する質問書」により提出することとします。

#### ① 提出期限

平成28年12月14日（水） 午後5時（必着）

## ②提出方法

事務局メールアドレス宛に電子メールに添付してください。

[koureishafukushi@city.sakura.lg.jp](mailto:koureishafukushi@city.sakura.lg.jp)

件名「介護予防教室業務委託質問書」とします。なお、やむを得ない事情により電子メールによる提出できない場合は、ファックスでの提出も可とします。

## イ) 回答

質問書による回答は、平成28年12月16日（金）までに市ホームページ上で回答します。

## 3 事業計画書等作成上の注意

### (1) 事業計画書のための費用負担

事業計画書作成に要する費用は、全て事業者の負担とします。

### (2) 当市からの疑義照会

提出のあった事業計画書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて当市から照会を行うことがあります。

### (3) 事業計画書の取扱

- ①事業計画書等提出後、提出書類等の内容の追加または変更は原則として認めません。
- ②提出された事業計画書等は、返却しません。
- ③提出された事業計画書等は、審査等の過程において複製することがあります。
- ④提出された事業計画書等は、事業者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則公開しないものとしますが、佐倉市情報公開条例の規定に基づき、開示請求者に開示（一部開示含む。）することが考えられます。企業機密等、公開されることにより、事業者が不利益を被る恐れがある情報については、極力含まないように留意し、当該情報が含まれている場合には、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講じてください。

## 4 審査方法

### (1) 審査の方法

「平成28年度介護予防教室業務委託に係る選考要領」に基づき、提出された事業計画書及び添付書類の内容を総合的に審査（書類審査）し受注候補者を選定します。

<評価基準>

評価項目	評価基準
法人	事業の実施に適した理念や運営方針を持っているか。
	事業を安定して実施することができるか。
事業計画	事業の実施に適した会場であるか。
	介護予防に効果的なプログラムとなっているか。
	専門職等のスタッフの配置は適切か。
危機管理	安全管理マニュアルの整備など危機管理の体制は十分か。
個人情報	個人情報を適切に管理することができるか。

## (2) 審査結果通知

審査結果は、平成28年12月下旬に結果の如何にかかわらず書面にて通知します。また、審査結果につきましては、当市ホームページで公表します。

## (3) その他

審査の経緯及び内容に関しての問い合わせには応じません。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

なお、選定されなかった者については、選定されなかった理由の説明を求められます。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面（様式自由）により請求してください。

## 5 契約方法

提出された事業計画書の内容に基づき、当市と協議を経て契約を締結します。なお、受託候補者と合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとします。

契約手続は、佐倉市財務規則に定めるところにより行います。なお、契約締結後において受託者に本提案における失格事由、不正または虚偽記載と認められる行為が判明した場合は、当市は契約を解除できるものとします。

## 6 スケジュール

- ① 応募書類配布 平成28年12月5日（月）から平成28年12月20日（火）  
質問受付締切 平成28年12月14日（水） 質問回答 平成28年12月16日（金）
- ② 応募書類提出期限 平成28年12月22日（木）
- ③ 審査 12月下旬
- ④ 契約書締結 12月下旬
- ⑤ 介護予防教室参加者募集 1月中旬から開始
- ⑥ 介護予防教室開催 2月から開始

## 7 事務局

担当部署	佐倉市福祉部高齢者福祉課包括ケア推進班
担当者	三須、岩本
所在地	〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地
連絡先	(電話)043-484-6343 (FAX)043-486-2503
電子メール	koureishafukushi@city.sakura.lg.jp